

男女共同参画局長 岡島 敦子 殿
基本問題・計画専門調査会 御中
監視・影響調査専門調査会 御中

男女共同参画第3次基本計画策定にむけて 移住女性をふくむマイノリティ女性に関するお願い

本年7月に行なわれた女性差別撤廃委員会日本報告書審査を受けて、8月に同委員会より日本政府に対し、総括所見が送られ、移住女性を含むマイノリティ女性に関して、添付の通り、非常に具体的な勧告が出されました。以下はその抜粋です。私達はその実現にむけて、11月2日に福島男女共同参画大臣に添付の通り18団体で共同申入れを行ないました。

女性差別撤廃委員会から日本政府への総括所見 マイノリティ女性(51, 52段落)

1. マイノリティ女性に対する差別の撤廃のために、政策的枠組みの設置や暫定的特別措置の採択を含む効果的な措置をとるよう促す、
2. マイノリティ女性の代表を意思決定機関に任命するよう促す、
3. 日本におけるマイノリティ女性の状況、とりわけ教育、雇用、健康、社会福祉および暴力にさらされることに関する情報を次回の定期報告に含めること、
4. 先住民族アイヌ、部落、在日コリアンおよび沖縄の女性を含むマイノリティ女性の状況に関する包括的な調査を実施すること、

上記の勧告の実施にむけて、以下のことを基本問題・計画専門調査会、監視・影響調査専門調査会の皆様をお願いいたしたく、ご検討宜しくお願いいたします。

1. 現在協議されている「男女共同参画第3次基本計画」の中に、マイノリティ女性に関する勧告の実施にむけた基本計画が明確に記述されることを要請します。
2. 勧告の実施の第一歩として、基本計画を策定する協議機関の委員にマイノリティ女性の代表を登用することを求めます。また、基本問題・計画専門調査会の委員にマイノリティ女性の代表を登用することを求めます。
3. まずは、基本問題・計画専門調査会や監視・影響調査専門調査会において、アイヌ・部落・在日コリアン女性が行なったアンケート調査の結果や女性たちの声を聞くヒアリングの機会を設けることを求めます。

これまで日本の男女共同参画政策の中に、マイノリティ女性の視点はなく、一切の関連文書にもマイノリティ女性に関する状況や声が登場することはありませんでした。「憲法でその権利は保障され、政策の中にマイノリティ女性も含まれる」という理念はあっても、その具体化はされてこなかったといえるでしょう。日本の男女共同参画政策が、より豊かになり、それを必要とする女性たちに届くよう、上記3点の実現にご尽力くださいますよう、どうか宜しくお願いいたします。なお、この件に関する連絡は、反差別国際運動日本委員会 (IMADR-JC) の原由利子 (03-3568-7709、yhara@imadr.org) が承ります。

2009年11月9日

北海道アイヌ協会札幌支部
部落解放同盟中央女性運動部
アプロ女性実態調査プロジェクト
反差別国際運動日本委員会 (IMADR-JC)